

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

報告事項件名	頁
(1) あだち高台まちづくり推進協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 平野・東六月町地区のまちづくりの取り組み状況について・・・・・・・・	4
(3) 北綾瀬駅周辺の民営自転車駐車場の新規開設について・・・・・・・・	5
(4) 東京都下水道局に対する委託工事費の未請求について・・・・・・・・	7
(5) 街路樹維持管理指針策定等の取り組みについて・・・・・・・・	9
(6) 第2回足立区緑の基本計画推進会議の開催結果について・・・・・・・・	11
(7) 花畑川環境整備事業の取り組みについて・・・・・・・・	15
(8) 首都直下地震の新たな被害想定を受けた耐震改修等助成の拡充について	25
(9) 開発許可の審査基準の策定に向けた取り組みについて・・・・・・・・	26
(10) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について・・・・・・・・	27

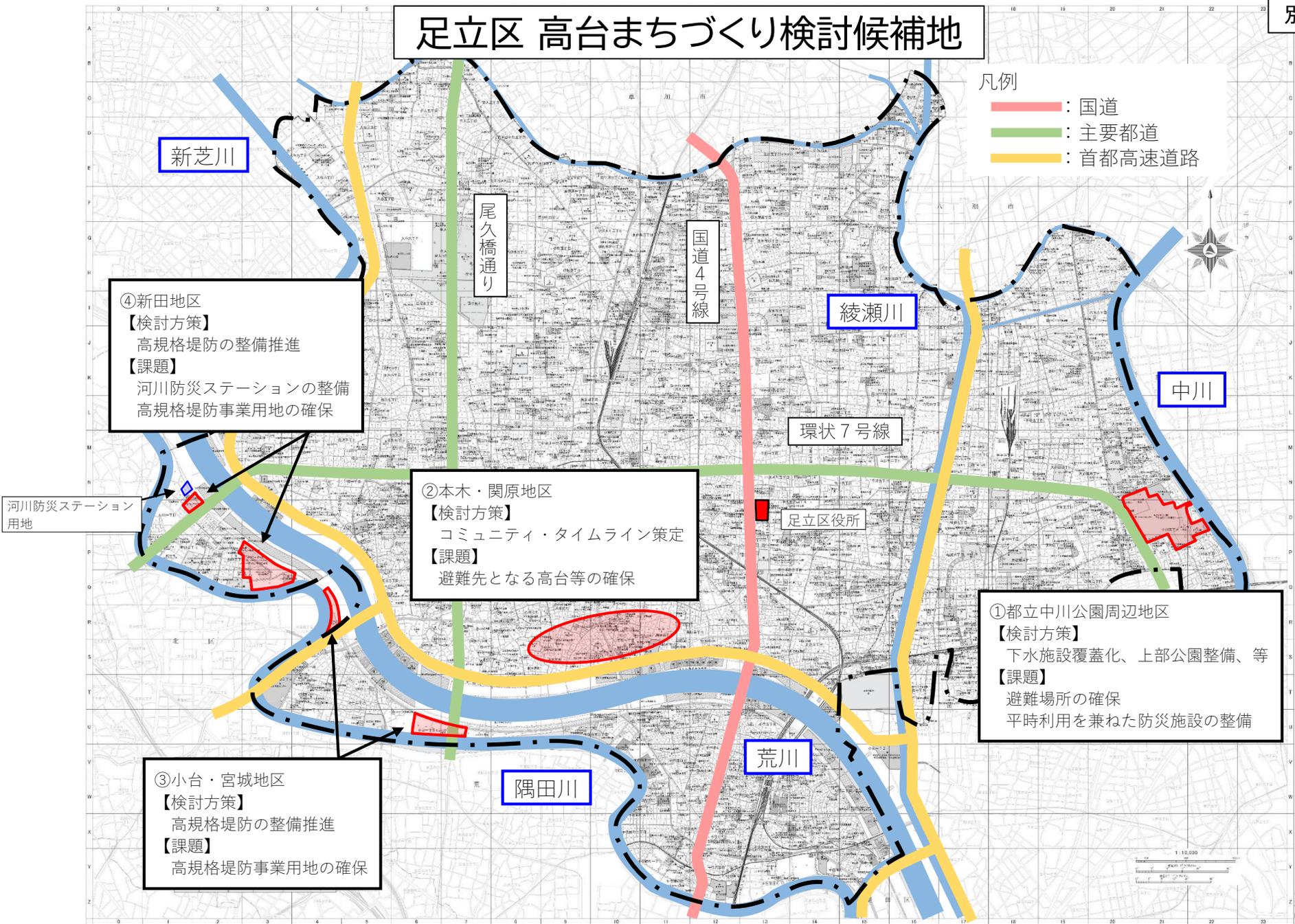
(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	あだち高台まちづくり推進協議会について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>第一回あだち高台まちづくり推進協議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年6月28日（火）午前9時～午前10時20分</p> <p>2 場所 足立区役所 南館8階 庁議室</p> <p>3 目的 足立区で高台まちづくり検討候補地として掲げている地区の高台まちづくりの推進のため</p> <p>4 参加者</p> <p>(1) 座長及び副座長 座長 足立区総合防災行政アドバイザー 副座長 副区長</p> <p>(2) 委員</p> <p>ア 足立区 都市建設部長、総合防災対策室長</p> <p>イ 国土交通省 水管理・国土保全局、都市局 関東地方整備局</p> <p>ウ 東京都 都市整備局 市街地整備部 建設局 公園緑地部、河川部 下水道局 計画調整部</p> <p>5 内容</p> <p>(1) 検討候補地について（別紙1（P3）参照） (2) 検討体制図について (3) 今後の予定について</p>
問題点 今後の方針	今後、国、東京都等関係機関と連携し、高台まちづくりの推進を図っていく。

足立区 高台まちづくり検討候補地



- 凡例
- (Red line) : 国道
 - (Green line) : 主要都道
 - (Yellow line) : 首都高速道路

新芝川

尾久橋通り

国道4号線

綾瀬川

中川

環状7号線

足立区役所

隅田川

荒川

④新田地区
【検討方策】
 高規格堤防の整備推進
【課題】
 河川防災ステーションの整備
 高規格堤防事業用地の確保

河川防災ステーション用地

②本木・関原地区
【検討方策】
 コミュニティ・タイムライン策定
【課題】
 避難先となる高台等の確保

①都立中川公園周辺地区
【検討方策】
 下水施設覆蓋化、上部公園整備、等
【課題】
 避難場所の確保
 平時利用を兼ねた防災施設の整備

③小台・宮城地区
【検討方策】
 高規格堤防の整備推進
【課題】
 高規格堤防事業用地の確保

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	平野・東六月町地区のまちづくりの取り組み状況について								
所管部課名	都市建設部都市建設課 まちづくり課 中部地区まちづくり担当課								
内容	<p>平野・東六月町地区地区計画変更説明会を実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時及び参加人数 7月14日（木）午後7時～午後8時 11名</p> <p>2 開催場所 平野住区センター 悠々館 大広間</p> <p>3 主な質疑 Q1：歩行者専用通路は自転車が通れるのか。 A1：自転車は降りて通行することになる。 Q2：施設には駐車場が設置されるのか。 A2：駐車場は設置される。 Q3：車の交通量が増えるが、安全対策は何か考えているのか。 A3：区道に沿って事業者による自主管理歩道が設置されるため、その部分については歩行者の安全対策が図られる。</p> <p>4 原案（都市計画法第16条）縦覧に関わる意見書の提出 (1) 意見書提出期間 7月14日（木）～8月4日（木） (2) 意見書数 0通</p> <p>5 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 9月上旬</td> <td>都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧・意見書提出</td> </tr> <tr> <td>10月中旬</td> <td>足立区都市計画審議会</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>地区計画変更の決定・告示</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年 9月上旬	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧・意見書提出	10月中旬	足立区都市計画審議会	11月	地区計画変更の決定・告示
年 月	内 容								
令和4年 9月上旬	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧・意見書提出								
10月中旬	足立区都市計画審議会								
11月	地区計画変更の決定・告示								
問題点 今後の方針	平野・東六月町地区計画区域内のまちづくりについて、周辺住民に適時、情報を発信していく。								

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

<p>件名</p>	<p>北綾瀬駅周辺の民営自転車駐車場の新規開設について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課</p>
<p>内容</p>	<p>北綾瀬駅周辺において、新たな民営自転車駐車場の整備される見込みとなったので以下のとおり報告する。</p> <p>1 新規自転車駐車場について</p> <p>(1) 施設概要</p> <p>ア 所在地 足立区谷中2-9 ※ 位置図を参照</p> <p>イ 敷地面積 340.92㎡</p> <p>ウ 施設概要 自転車駐車場及び業務用自動車車庫 (鉄骨2階構造、延べ面積473㎡)</p> <div data-bbox="352 952 1417 2072" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">位置図</p> <p>The map shows the area around Kitayama Station (北綾瀬駅) and Shōfū Park (しょうぶ沼公園). Three existing bicycle parking lots are marked with yellow squares and numbered 1, 2, and 3. Lot 1 is '区営 谷中四丁目自転車駐車場', Lot 2 is '区営 北綾瀬北自転車駐車場', and Lot 3 is '区営 北綾瀬南自転車駐車場'. A new parking lot is marked with a red circle and labeled '新規開設'. A dashed circle indicates a 300m radius from the station center. A north arrow is in the top right.</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p> 新規開設 駅中心から約300m </p> </div>

	<p>(2) 自転車の収容台数 自転車の定期利用のみ 303台 ※ 「自転車の一時預かり」「原動付自転車」の取扱いはない。</p> <p>2 当該自転車駐車場の特徴</p> <p>(1) 立地条件等 現況の時間貸し駐車場を閉鎖・更地化し、同敷地に2階建ての駐車場兼自転車駐車場を建設する。1階建てのうち半分は、地権者の来客用駐車場とし、残り半分と2階部分の全てを定期利用専用の自転車駐車場とする。北綾瀬駅から徒歩2分と、好立地の自転車駐車場である。</p> <p>(2) 自転車駐車場の稼働率 地権者が直接運営することで人件費を抑制でき、光熱費や通信費等だけで運営できるため投資対効果が高い事業と見込まれる。 また、北綾瀬駅周辺の自転車駐車場の需要は依然として高く、自転車利用者の利便性向上に寄与することが期待できる。</p> <p>3 建設補助金の交付</p> <p>足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則第23条第1項に基づき、以下内容のとおり民営自転車等駐車場補助金の交付決定を行った。</p> <p>(1) 足立区民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会への付議 上記委員会からは、北綾瀬駅周辺の自転車駐車場の供給促進のため、区として建設補助金を交付し、当該事業を支援することは妥当であるとの答申を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成 板谷委員長（流通経済大学経済学部教授）ほか4名 ・ 審査方法 書面開催（7月27日実施） <p>(2) 補助金の交付決定額 404万円</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事着手予定</td> <td>令和4年8月下旬</td> </tr> <tr> <td>工事完了予定</td> <td>令和4年11月下旬</td> </tr> <tr> <td>自転車駐車場開設予定</td> <td>令和4年12月中旬</td> </tr> </table>	工事着手予定	令和4年8月下旬	工事完了予定	令和4年11月下旬	自転車駐車場開設予定	令和4年12月中旬
工事着手予定	令和4年8月下旬						
工事完了予定	令和4年11月下旬						
自転車駐車場開設予定	令和4年12月中旬						
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 当該自転車駐車場の施設概要や開設時期等が定まり次第、関係部署や議会への周知を行っていく。</p> <p>2 今後も、北綾瀬駅周辺の自転車駐車場の需給状況を適切に捉えたうえで、適宜、区営自転車駐車場の改修や民営自転車駐車場の誘導を進めていく。</p>						

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	東京都下水道局に対する委託工事費の未請求について
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内容	<p>足立区（以下、「区」という。）のミスにより、東京都下水道局（以下、「局」という。）に対して委託工事費を請求していないことが判明したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 未請求金額等</p> <p>（1）未請求金額 約2,300万円（67件、207か所） （2）未請求期間 令和3年7月～令和4年5月（11か月分）</p> <p>2 未請求が判明した理由</p> <p>令和3年7月以降の委託工事費の請求がないことについて、局から区へ電話で問い合わせがあったため。</p> <p>3 委託工事費の支払い根拠（協定内容）</p> <p>区との協定により、局は区道内にある下水道施設の柵調整工事等を区に委託できることになっている。区は委託工事完了後、局に工事費用を請求し、局から当該費用の支払いを受けることになっている。</p> <p>4 局との対応状況</p> <p>（1）区からの委託工事費の請求に備えて、局は支払う準備を進めている。 （2）未請求の工種と金額に齟齬がないか局に確認を依頼し、局が内容を精査している。</p> <p>5 原因</p> <p>オンライン電子申請システムである道路管理システム（以下、「システム」という。）を用いて局が免除項目欄を入力する際に、区担当者の勘違いにより、「無」（有償請求）とすべきところを「有」（無償請求）とするよう、局に指示したため。</p> <p>6 原因分析</p> <p>区の誤った指示のとおり局は免除項目欄の入力を行ったため、委託工事費がシステムに集計されなかった。また、歳入調定の決裁においても、</p>

東京電力など局以外の歳入もあるため、局の委託工事費が集計されていないことに違和感を持たなかった。

7 再発防止策

今まで（誤った進め方）	今後（正しい進め方）
<p>1 システムを用いた局の報告内容で実施していたこと</p> <p>(1) 担当者は、免除項目が「有」でも委託工事費が支払われると思っていた（免除項目は監督事務費の免除だと勘違いしていた）。</p> <p>(2) 担当者は、免除項目が「有」であることを画面で確認していた。</p> <p>2 歳入調定で実施していたこと</p> <p>担当者は、月締めの金額を確認していた（請求項目の1つである工事委託費は0円が続いていた）。</p>	<p>1 システムを用いた局の報告内容で実施すること</p> <p>(1) 免除項目の共通認識を持つ。</p> <p>ア 免除項目に関して誤った解釈をしないよう、補足説明を加えた確認シートで見える化する。</p> <p>イ 正しい指示や確認を行うため、係内で情報共有を徹底する。</p> <p>(2) 免除項目の確認方法を改める。</p> <p>ア 担当者は、免除項目が「無」であることを画面で確認する。</p> <p>イ 担当者が印刷し、免除項目が「無」であることを再度確認する。</p> <p>ウ 上記イの印刷物の免除項目が「無」であることを、別の担当者と係長、管理職が改めて確認する。</p> <p>2 区の報告文書で実施すること</p> <p>委託工事完了後、東部（西部）道路公園維持課が局に報告する文書を用いて、委託工事の箇所と工種を上記1(2)ウと照合して確認する。</p> <p>3 歳入調定で実施すること</p> <p>月締めの金額に委託工事費が計上されていることを、担当者をはじめ管理職等が確認する。</p>

問題点
今後の方針

局に誠心誠意お詫びした上で、委託工事費を請求しお支払いいただく。

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	街路樹維持管理指針策定等の取組みについて													
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課 パークイノベーション推進課													
内容	<p>街路樹維持管理指針策定及び公園樹木維持管理指針の見直しの取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 街路樹維持管理指針策定の取組みについて</p> <p>(1) 作成の目的 利用者の安全性を確保するとともに良好な街並みを形成するために街路樹の望ましい姿の実現に向け、新たに維持管理の指針を策定する。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>ア 現況調査 区内全域を調査し、街路樹の管理状況、地域特性等を確認する。</p> <p>イ 維持管理に関する課題整理 問題点を抽出し、課題をタイプ別に整理する。</p> <p>ウ 現状における維持管理方法の確認 各担当の維持管理方法の確認や他自治体の情報を収集する。</p> <p>エ 関連計画との整合性確認 緑の基本計画やその他関連計画・法令との整合を図る。</p> <p>オ 新たな管理方針の検討 街路樹の更新を含めた課題解決方法や維持管理の良い例を生かす検討等を行う。</p> <p>(3) 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 9月</td> <td>建設委員会報告 (指針素案及びパブコメ実施の報告)</td> </tr> <tr> <td>令和4年 11月</td> <td>パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年 12月</td> <td>建設委員会報告 (パブコメ結果速報報告)</td> </tr> <tr> <td>令和5年 1月</td> <td>建設委員会報告 (指針案報告)</td> </tr> <tr> <td>令和5年 3月</td> <td>街路樹維持管理指針の策定</td> </tr> </tbody> </table>		年 月	内 容	令和4年 9月	建設委員会報告 (指針素案及びパブコメ実施の報告)	令和4年 11月	パブリックコメントの実施	令和4年 12月	建設委員会報告 (パブコメ結果速報報告)	令和5年 1月	建設委員会報告 (指針案報告)	令和5年 3月	街路樹維持管理指針の策定
年 月	内 容													
令和4年 9月	建設委員会報告 (指針素案及びパブコメ実施の報告)													
令和4年 11月	パブリックコメントの実施													
令和4年 12月	建設委員会報告 (パブコメ結果速報報告)													
令和5年 1月	建設委員会報告 (指針案報告)													
令和5年 3月	街路樹維持管理指針の策定													

2 公園樹木維持管理指針（別添資料1参照）の見直しについて

(1) これまでの経緯

年 月	内 容
平成19年 3月	第二次緑の基本計画改定
平成22年 3月	公園樹木維持管理指針策定
令和 2年12月	第三次緑の基本計画改定

(2) 見直しの理由

公園樹木維持管理指針策定後12年経過しており、第三次緑の基本計画などとの整合を図る必要があるため。

(3) 指針作成時と現在との相違点

- ・ 第三次緑の基本計画を改定
ひとづくりを注力、歩きたくなるルートの設定
- ・ 水害対策、防犯対策への配慮
- ・ パークイノベーション推進計画、長寿命化計画の策定
- ・ インクルーシブ遊具の整備(障がい者対応)

(4) 今後の予定

年 月	内 容
令和5年 6月	建設委員会報告（指針素案及びパブコメ実施報告）
令和5年 7月	パブリックコメントの実施
令和5年 9月	建設委員会報告（パブコメ結果及び指針案報告）
令和5年10月	公園樹木維持管理指針の改定

問題点
今後の方針

それぞれ目標時期での完成に向けて、検討を進めていく。

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	第2回足立区緑の基本計画推進会議の開催結果について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>足立区緑の基本計画推進会議を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催目的 第三次足立区緑の基本計画をP D C Aサイクルによりチェックし、今後の事業に反映させるため。</p> <p>2 開催概要</p> <p>(1) 日時 令和4年6月3日(金) 午後2時～午後4時 (2) 場所 足立区役所南館4階作業室 (3) 出欠席 出席10名、欠席1名 (4) 会議構成 東京農業大学グリーンアカデミー 校長 足立区議会議員(3名) 足立区民(足立区緑の基本計画改定審議会元委員3名) 足立区の保存樹・樹林を守る会 会長 足立区農業委員会 会長 江北村の歴史を伝える会 会長 国土交通省国土技術政策総合研究所 主任研究官</p> <p>3 足立区緑の基本計画の進行状況</p> <p>(1) ひとつづくりの指標 別紙1(P13)のとおり (2) まちづくりの指標 別紙2(P14)のとおり</p>

内 容	4 足立区緑の基本計画推進会議での主な意見と区への対応	
	No.	意見
	1	「歩きたくなる」ルートは、安全確保やベンチ設置等の快適性向上の工夫が必要である。
	2	緑化工事助成制度について、建築に関連する他制度と連携し、更に周知してほしい。
	区への対応	
		緑の協力員との現地調査や散策している方へのヒアリング等を実施したうえで、区ができる安全確保や環境整備の取り組みを進めていく。
		今年度は、不燃化推進特定整備事業と連携し、PRチラシを配布している。
		令和5年度から運用予定の優良緑化認定制度では、認定された物件を公表するのか。
		ホームページへの掲載、現地へのプレート設置等により、区民や事業者に対し公表、周知する予定である。
	5 令和4年度の取り組み・目標設定	
	(1) 目標未達成の指標に対する取り組み（抜粋）	
	ア 実績が伸び悩んでいる「緑化助成件数」については、上記4 No. 2の不燃化推進特定整備事業と連携した周知に加え、民間事業者を通じたPR方法の検討等によって件数増加を目指す。	
	イ 新たに創設する「優良緑化認定制度」については、令和3年度の審査シミュレーション結果及び会議での意見をふまえ、審査基準や手続きを定める要綱の作成を進めていく。	
	(2) 実績値が目標値を上回った指標の目標見直し 別紙2（P14）のとおり、目標値を再設定した。	
問 題 点 今後の方針	意見・助言に対する区への対応をふまえ、庁内外の関係機関と連携しながら、各事業に取り組んでいく。	

ひとつづくりの指標(目標・実績)

別紙1

No.	指標	単位	年度	計画策定時 令和元	令和3	令和4	令和11	進行状況
			数値					
1	緑化活動に参加した区民の割合 (世論調査)	%	目標	-	16.5	16.8	18.9	順調
			実績	15.9	17.3	-	-	
			達成率	-	105%	-	-	
2	緑化活動に参加したいと思う区民の割合 (世論調査)	%	目標	-	18.2	18.5	20.6	順調
			実績	17.6	19.0	-	-	
			達成率	-	104%	-	-	
3	みどり豊かな景観形成に取り組む団体・区民数	団体・人	目標	-	1,219	1,250	1,467	順調
			実績	1,163	1,218	-	-	
			達成率	-	99.9%	-	-	

まちづくりの指標(目標・実績)

別紙2

No.	指標	単位	年度		令和3	令和4	令和11	進行状況
			数値	計画策定時 令和元ほか				
1	まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合 (世論調査) ※注1	%	目標	-	29.3	63.4	66.9 (当初34.0)	目標再設定
			実績	27.8	62.9	-	-	
			達成率	-	215%	-	-	
2	景観・街並みが良好であると 感じる区民の割合 (世論調査)	%	目標	-	47.0	53.3	55.0	順調
			実績	44.7	53.1	-	-	
			達成率	-	113%	-	-	
3	「水と緑の魅力向上ポイント」 における評価 (満点5.0点)	点	目標	-	-	2.6	4.0	令和3年度 から運用
			実績	-	2.46	-	-	
			達成率	-	-	-	-	
4	「歩きたくなる」ルートの 総延長距離	m	目標	-	-	66,020	69,990	令和3年度 から運用
			実績	-	65,220	-	-	
			達成率	-	-	-	-	
5	優良緑化件数 【私有地】(累計)	件	目標	-	-	-	70	令和5年度 から運用予定
			実績	-	-	-	-	
			達成率	-	-	-	-	
6	優良緑化件数 【公共施設】(累計)	件	目標	-	-	-	7	令和5年度 から運用予定
			実績	-	-	-	-	
			達成率	-	-	-	-	
7	緑化助成件数 令和2年度からの累計	件	目標	-	40	60	200	遅れている
			実績	14	23	-	-	
			達成率	-	58%	-	-	
8	保存樹林指定箇所数	箇所	目標	-	27	28	35	順調
			実績	25	27	-	-	
			達成率	-	100%	-	-	
9	特定生産緑地面積	ha	目標	-	12.68	21.14	23.90 (当初20.40)	達成 目標再設定
			実績	9.87	20.69	-	-	
			達成率	-	163%	-	-	
10	公園率	%	目標	-	6.1	6.1	6.3	順調
			実績	6.1	6.1	-	-	
			達成率	-	100%	-	-	
11	「行きたい公園がある」 人の割合 (世論調査)	%	目標	-	46.8	50.7	53.5 (当初50.0)	達成 目標再設定
			実績	46.0	50.3	-	-	
			達成率	-	107%	-	-	
12	樹木被覆地率 ※注2	%	目標	-	-	-	10.2	-
			実績	9.4 (平成29)	-	-	-	
			達成率	-	-	-	-	

※注1 令和3年度から世論調査の設問を変更

令和2年度までの設問「まちなかの花や緑が増えたと感じる」

※注2 概ね5年おきに計測する

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	花畑川環境整備事業の取り組みについて																				
所管部課名	道路公園整備室道路整備課 総務部契約課																				
内容	<p>川底の泥土発見に伴う花畑川環境整備工事その1工事内容の変更及び花畑川を考える会（第1回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑川環境整備その1工事の追加費用について</p> <p>(1) これまでの経緯</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 花畑川環境整備その1工事の経過 別紙1（P18～20）のとおり</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 契約変更の経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">時期</th> <th style="width: 30%;">変更内容</th> <th style="width: 15%;">増加額</th> <th style="width: 20%;">契約額</th> <th style="width: 25%;">増額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3. 3月</td> <td>当初契約</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>5億105万円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>R3. 7月</td> <td>第一回変更 (物価スライド)</td> <td style="text-align: center;">+453万円 (当初比)</td> <td>5億558万円</td> <td style="text-align: center;">1%増加 (当初比)</td> </tr> <tr> <td>R3. 10月</td> <td>第二回変更 (仮締切工法の変更)</td> <td style="text-align: center;">+1億2022万円 (当初比)</td> <td>6億2127万円</td> <td style="text-align: center;">24%増加 (当初比)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 今後の対策（案）について</p> <p>当初予定から大幅な変更が必要になるため、工事を中止することも含め対策を検討したが、別紙2（P21）のとおり、周辺環境へ影響が出る可能性も想定されるため、追加費用を議会に附議する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 追加費用総額 5.0億円</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 軟弱地盤対策（泥土処理）※1 約2.8億円 令和4年1月に建設委員会報告した工法案について、泥土や地下水の状況を鑑み、別紙3（P22）のとおり施工方法を比較した結果、A案を最適案と判断し、軟弱地盤対策工事を進めていく。</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 仮締切※2の増強（漏水対策） 約0.5億円</p> <p style="margin-left: 40px;">(ウ) 工期延伸に伴う賃料、誘導員等の増加 約1.2億円</p> <p style="margin-left: 40px;">(エ) その他（ゴミ処理、資材労務費の上昇など） 約0.5億円</p> <p style="margin-left: 40px;">※1 建設機械が川底に入るため、地盤強度を高める工事</p> <p style="margin-left: 40px;">※2 河川内で工事を行うため、河川水位を下げるための工事</p> <p>泥土対策を当初から見込めていた場合の他工法との費用比較を別紙4（P23）に示す。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 工事期間の延伸</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 工事期間</p> <p style="margin-left: 80px;">変更前 令和5年11月20日</p> <p style="margin-left: 80px;">変更後 令和6年度下半期</p>	時期	変更内容	増加額	契約額	増額率	R3. 3月	当初契約	-	5億105万円	-	R3. 7月	第一回変更 (物価スライド)	+453万円 (当初比)	5億558万円	1%増加 (当初比)	R3. 10月	第二回変更 (仮締切工法の変更)	+1億2022万円 (当初比)	6億2127万円	24%増加 (当初比)
時期	変更内容	増加額	契約額	増額率																	
R3. 3月	当初契約	-	5億105万円	-																	
R3. 7月	第一回変更 (物価スライド)	+453万円 (当初比)	5億558万円	1%増加 (当初比)																	
R3. 10月	第二回変更 (仮締切工法の変更)	+1億2022万円 (当初比)	6億2127万円	24%増加 (当初比)																	

(イ) 工期延伸の理由

- ・ 泥土発見に伴い、令和3年4月から10月まで工事を中止していた。
- ・ 泥土発見により、仮締切や軟弱地盤対策で工事量が増えた。

ウ 工事完成までの変更内容と想定額

時期	変更内容	増加額	契約額	増額率
R4年度	第三回変更 (ア 軟弱地盤対策、 イ 仮締切の増強 ウ 工期延伸)	+約5億円	約11億円	120%増加 (当初比)
R5年度以降 (必要に応じて)	第四回変更 (エ その他)	現場状況等により、変更の可能性有り		

(3) 当初契約金額の30%を超える契約変更について

足立区契約事務の手引きでは、原則別途契約となっているが、軟弱地盤対策や仮締切の増強は、現地の安全確保のため、本工事と分離して発注することが困難なので、契約変更で対応する。

(4) 今後の対応

第三回定例会に追加の補正予算を計上予定

2 花畑川を考える会（第1回）の開催結果について

(1) 開催日時 令和4年7月6日（水）

午後6時00分～午後8時10分

(2) 開催場所 中川北小学校体育館

(3) 参加者 学識経験者（会長）、地元町会自治会、PTA、開かれた学校づくり協議会、21名

(4) 内容

ア これまでの経緯

イ 花畑川環境整備の計画について

ウ 現在の工事の状況について

エ 今後の花畑川を考える会の進め方について

(5) 主な質疑

Q1：水害対策で花畑川から周囲の河川に排水するポンプを設置してほしい。

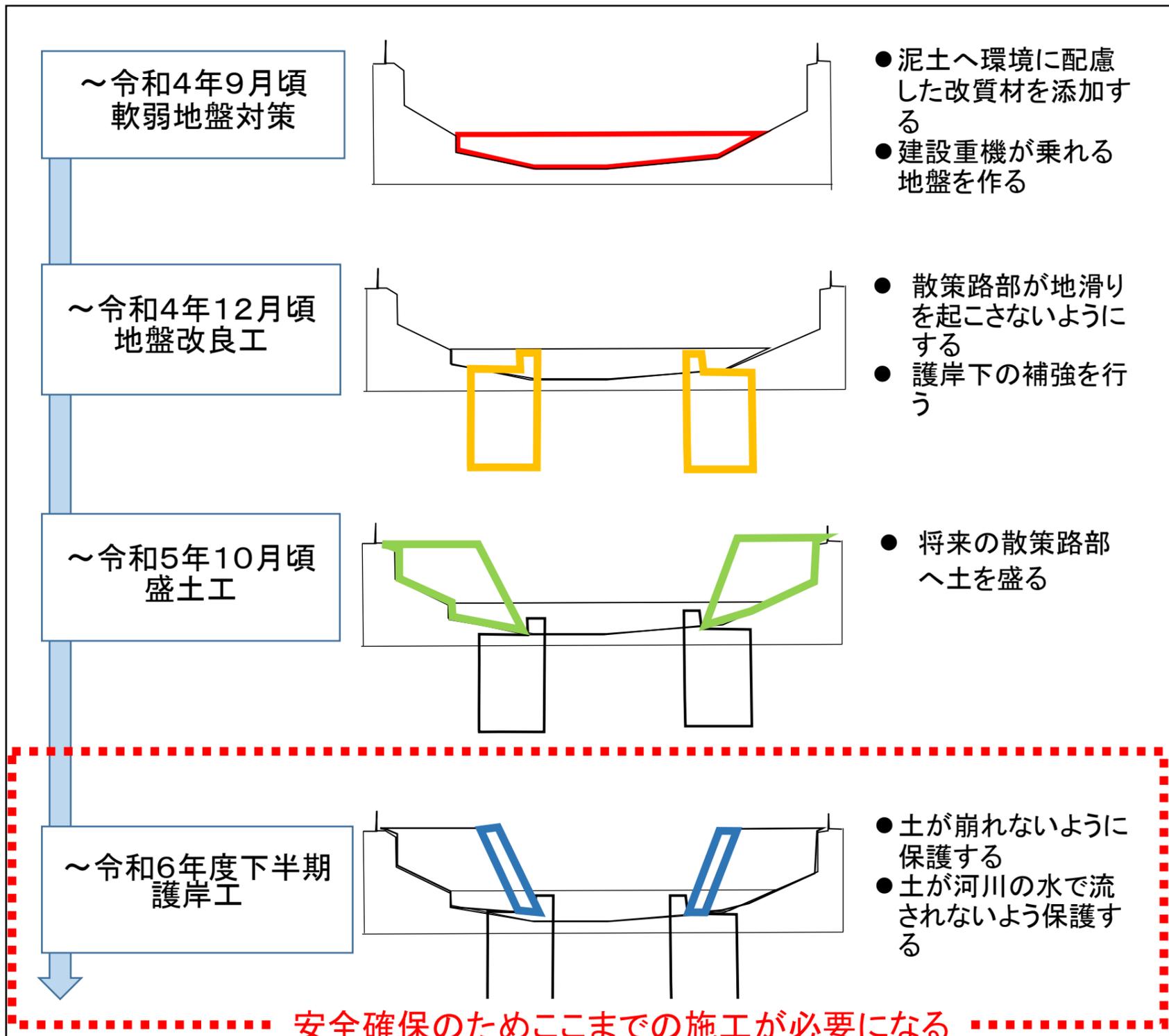
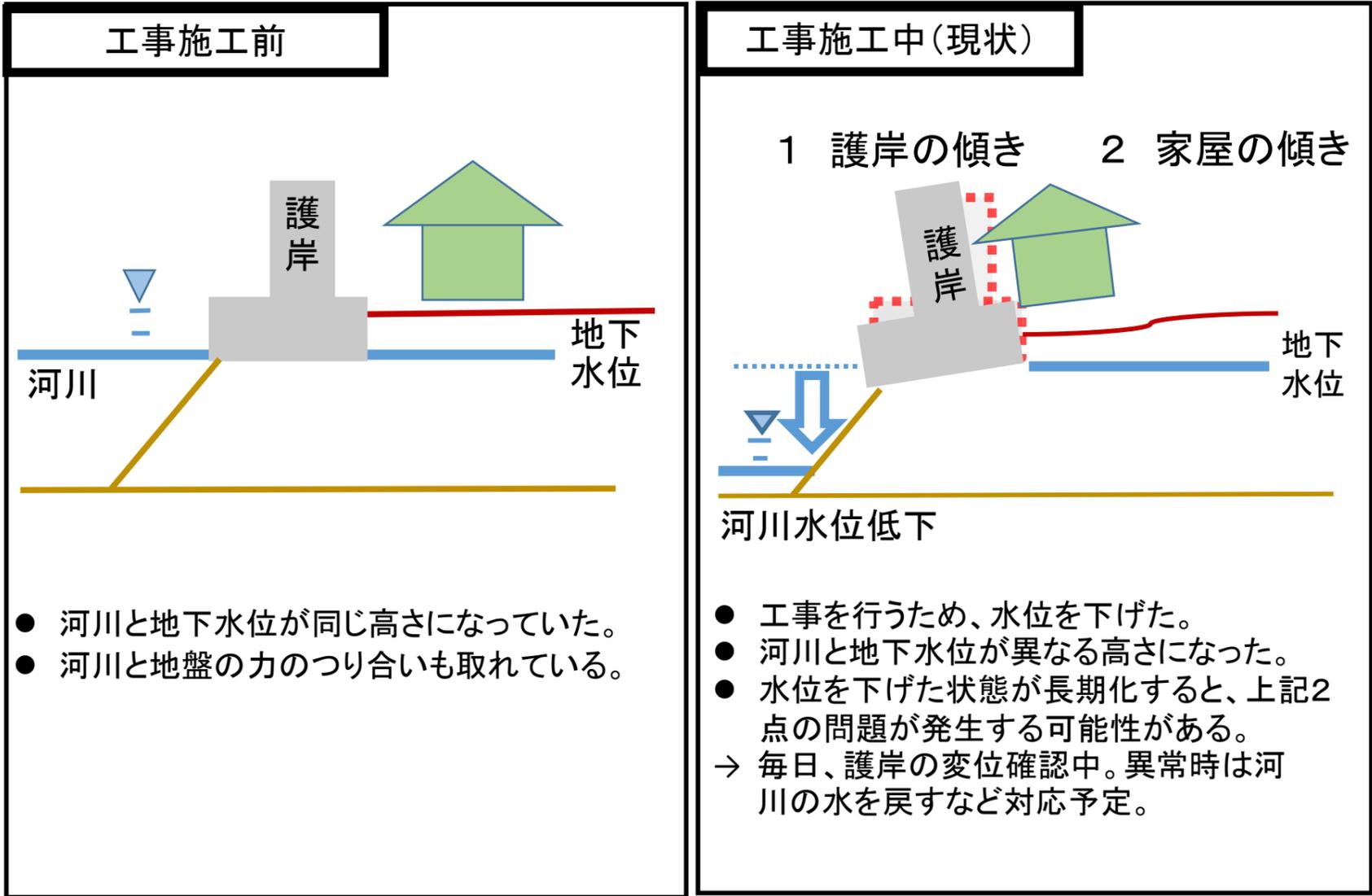
A1：設置を検討していきます。

	<p>Q 2 : 発見された泥土は 浚渫^{しゆんせつ} できないのか？</p> <p>A 2 : 以前、浚渫^{しゆんせつ} 案も含めて比較したが、費用や期間の面で現工法が最適として考えております。</p> <p>Q 3 : 桜の樹種は雪見橋にある河津桜とし、一斉に咲くようにしてほしい。</p> <p>A 3 : 検討していきます。</p> <p>(6) 関連団体への意見聴取 次区間以降の整備計画について、別紙5 (P 2 4 参照) の関連団体に区と学識経験者でヒアリングを行い、今後の花畑川を考える会にヒアリング結果をフィードバックしていく。なお、自由な意見を言えなくなることなど、会員以外の傍聴を不安視する意見が多数あったため、当面、傍聴は見合わせる。</p> <p>(7) 今後の予定</p> <table border="1" data-bbox="475 790 1465 945"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4. 11 月予定</td> <td>花畑川を考える会 (第 2 回) の開催</td> </tr> <tr> <td>R5. 3 月予定</td> <td>花畑川を考える会 (第 3 回) の開催</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	R4. 11 月予定	花畑川を考える会 (第 2 回) の開催	R5. 3 月予定	花畑川を考える会 (第 3 回) の開催
年 月	内 容						
R4. 11 月予定	花畑川を考える会 (第 2 回) の開催						
R5. 3 月予定	花畑川を考える会 (第 3 回) の開催						
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>1 その 1 工事には、植樹等の修景工事が含まれていないため、散策路を完成するには、植樹等の修景工事を別途発注する必要がある。</p> <p>2 その 1 工事以降の花畑川環境整備工事については、全体計画を精査の上、議会に報告しながら、進め方を決定していく。</p> <p>3 平成 2 9 年に完了した基本設計で、泥土堆積の可能性を把握したにもかかわらず、その後の設計で泥土対応の検討に至らなかったことについては、ガバナンス担当を交え、原因追及、再発防止策検討を行っていく。</p>						

No.	時期	内容	工事契約金額 ①当初契約からの増加額 ②当初契約からの増額率
1	平成19年1月	①河川内でボーリング調査を実施（1か所） ・ボーリング調査の目的は、雪見橋の支持層を確認するためであった。 ・調査の結果、 <u>泥土の存在は確認できなかった。</u>	
2	平成20年11月	①河川内でボーリング調査を実施（1か所） ・ボーリング調査の目的は、富士見歩道橋の支持層を確認するためであった。 ・調査の結果、 <u>泥土の存在は確認できなかった。</u>	
3	平成23年3月	①雪見橋架け替え及び周辺護岸整備工事完了 ・周辺護岸整備は、施工延長は76m、河津桜を16本植樹した。 ②多少の泥土を確認するも影響を受けずに工事完成 ・保存期間10年を過ぎ、工事書類は廃棄済。	
4	平成28年6月	①花畑川全区間の環境整備における基本設計委託に着手	
5	平成29年2月	①花畑川全区間の環境整備における <u>基本設計委託が完了</u> ・基本設計委託の報告書には、「 <u>河床にヘドロが堆積している可能性があり、地質調査結果に応じてヘドロ対策について検討する必要がある</u> 」との記載あり。	
6	平成29年6月	①花畑川全区間の環境整備における概略設計委託に着手	
7	平成31年3月	①花畑川全区間の環境整備における概略設計委託が完了 ・ <u>概略設計委託の報告書からは、泥土の有無や対策を検討した形跡は確認できない。</u> ・No.5の基本設計委託報告書に、 <u>泥土堆積の可能性が指摘されているにもかかわらず、無い前提のもと、施工方法や費用について数案検討している。</u> ②区が、施工範囲を4つの区間に分けることを決定した。	
8	平成31年4月	①花畑川環境整備工事その1区間の詳細設計委託に着手	
9	令和2年6月	①花畑川環境整備工事その1区間の <u>詳細設計委託が完了</u> ・ <u>No.7の概略設計の検討成果を基に、泥土無し的前提下、施工方法や工事数量を最終決定した。</u> ・詳細設計委託の報告書からも、泥土の有無や対策を検討した形跡は確認できない。	

No.	時期	内容	工事契約金額 ①当初契約からの増加額 ②当初契約からの増額率
10	令和3年3月23日	①花畑川環境整備その1工事契約（当初）	5億105万円
11	令和3年4月～12月	<p>①東京三田組から泥土の調査を実施したいとの申し入れがあり、区が工事を一時停止した（4.30～10.18）。</p> <p>②区調査により泥土を確認（6.1～9.9） ・富士見歩道橋付近で約1.25m、雪見橋付近で約0.55mの泥土を確認した。 ・泥土の存在を確認したことで、No.9で最終決定していた仮締切と軟弱地盤対策の工法を再検討する必要性が生じた。</p> <p>③仮締切と軟弱地盤対策の再検討を実施</p> <p>④仮締切と軟弱地盤対策の工法を見直したことで、合計約3.0億円の追加費用が発生することが判明 ア 仮締切の材料を土のうから砕石袋体に変更する等で約1.2億円増加 イ 軟弱地盤対策として約1mの盛土を行うため、約1.8億円増加（見込み）</p> <p>⑤仮締切による約1.2億円増加は、No.13の令和3年第三定例会に契約変更議決を附議することとした。</p> <p>⑥軟弱地盤対策による約1.8億円増加（見込み）は、川の水位を下げ、泥土状態を確認しないと工法・金額が確定しないため、直近の議会への予算要求、契約変更附議は見送ることとした。</p>	
12	令和3年7月13日	①花畑川環境整備その1工事変更契約（第一回：物価スライド）	5億558万円 ①453万円増額 ② 1%増加
13	令和3年10月19日	①花畑川環境整備その1工事変更契約（第二回：仮締切工法の変更等）	6億2127万円 ①1億2022万円増額（No.11④ア） ② 24%増加
14	令和4年1月	<p>①見込み段階ではあるが、早めに議会に情報提供するため、建設委員会で軟弱地盤対策案を3案示す。 (8月建設委員会報告資料 別紙2(R4.1報告時点から修正事項有))</p>	
15	令和4年3月	①No.13の第二回変更契約内容に沿って仮締切を設置するも、河川水を止水することができず、追加で約0.5億円分の増強を実施	
16	令和4年4月20日	<p>①建設委員会 ・現在、仮締切が完了し、ポンプで水を抜いており、水が抜けた後に泥土状態が把握できるようになると、陳情審査の冒頭に口頭で説明。</p>	
17	令和4年4月	<p>①泥土状態を把握した結果、地下水位が高いことや泥土の強度が想定より弱かったため、No.14のR4.1建設委員会で示した案を再検討する必要性が生じた。</p> <p>②No.11④イに、環境に配慮した改質材のかくはん作業を加えた工法に変更する検討を行った。 (8月建設委員会報告資料 別紙2(R4.1報告時点から修正事項有))</p>	
18	令和4年5月	①No.17②の案について現場で試験施工	

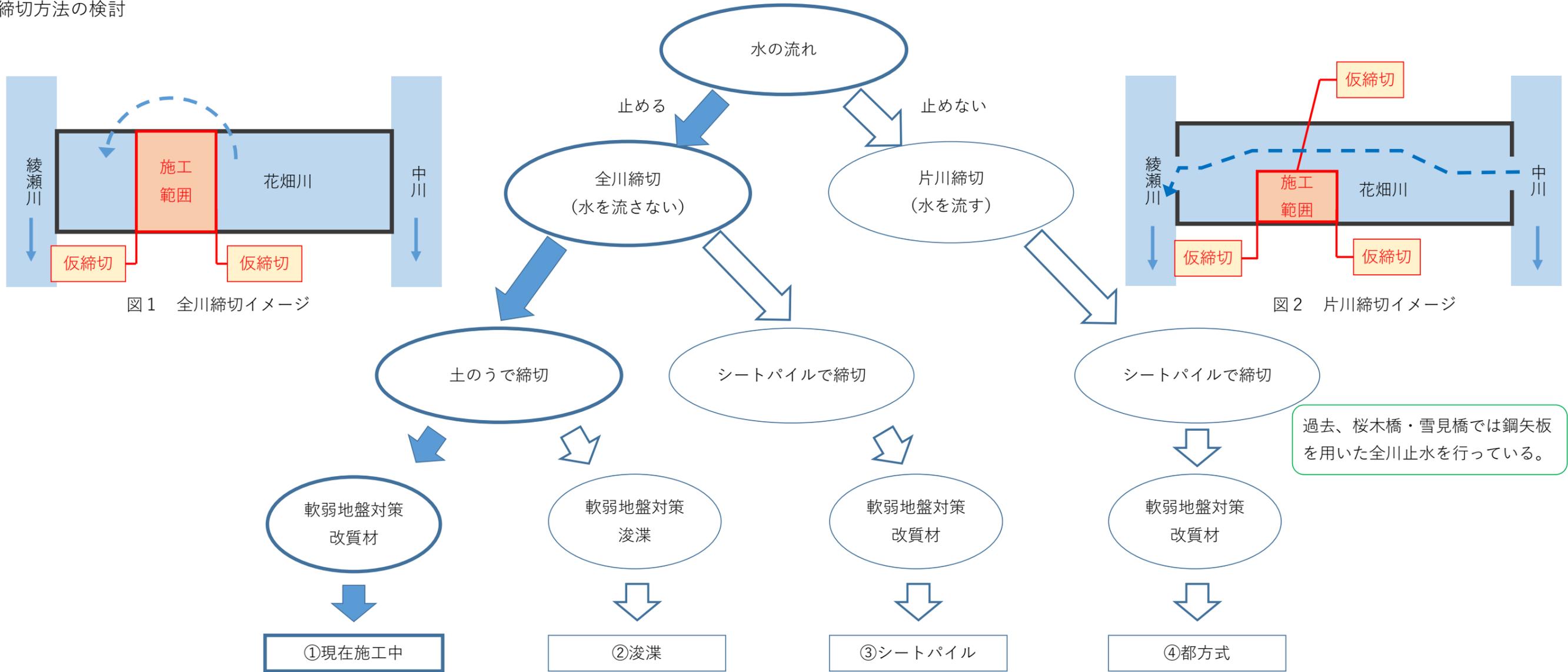
No.	時期	内容	工事契約金額 ①当初契約からの増加額 ②当初契約からの増額率
19	令和4年6月	①No.18の試験施工の結果に基づき、軟弱地盤対策の工事金額を再検証 ②その1工事のその他の工種についても工事金額を再検証	
20	令和4年6月30日	①建設委員会 ・ <u>報告資料説明時、軟弱地盤対策について、試験施工を実施していること及び8月建設委員会で工法や金額などの詳細を説明することを口頭で報告した。</u> ・報告資料に「泥土が約1.2m厚で存在していることを踏まえ、工事車両が河床に入るための軟弱地盤対策を実施している」と記載。	
21	令和4年7～8月	①No.19の再検証の結果、No.13の工事契約金額に更に合計約5.0億円（下記ア～エ）を増額する必要があることが判明 ア 軟弱地盤対策で約2.8億円増加 イ 仮締切の増強で約0.5億円増加 ウ 工事期間延伸に伴う賃料、誘導員等で約1.2億円の増加 エ 河川内で発見されたゴミの処分、資材価格増加等の見込みで約0.5億円の増加 ② <u>その1工事について、当初から大幅な変更が必要になるため、工事を中止することも含め対策を検討したが、周辺環境へ影響が出る可能性も想定されるため、5.0億円の追加費用を議会に附議することを庁内で検討</u> （8月建設委員会報告資料 1（2）ア、別紙2）	



対策案		A案 泥土の上に盛土し、鉄板を敷設	B案 泥土を浚渫し、鉄板を敷設	C案 泥土を地盤改良する
施工断面図		<p>「断面図」 約30m 鉄板 盛土 泥土 1.0m 護岸基礎部 地盤改良</p>	<p>「断面図」 約30m 泥土を浚渫 鉄板 護岸基礎部 地盤改良</p>	<p>「断面図」 約30m 泥土を地盤改良 護岸基礎部 地盤改良</p>
施工工程		<ul style="list-style-type: none"> ① 河川内全域に高さ1mの盛土を行う ② <u>泥土と盛土を攪拌する</u> ③ <u>攪拌した盛土に改質材を加える</u> ④ 盛土の上に鉄板を敷設する ⑤ 河川内に工事車両進入 ⑥ 護岸基礎部を地盤改良 	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川内全域の泥土を吸水車で吸い取る ② <u>現地盤に改質材を加える</u> ③ 泥土下の粘土層の上に鉄板を敷設する ④ 河川内に工事車両進入 ⑤ 護岸基礎部を地盤改良 	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川内全域の泥土とセメントをかき混ぜながら、地盤を固める ② 河川内に工事車両進入 ③ 護岸基礎部を地盤改良
評価	金額	(+180,000千円) <u>+280,000千円</u>	(+290,000千円) <u>+390,000千円※</u>	(+120,000千円) <u>+220,000千円</u>
	施工性	○ ・軟弱地盤の上を走行する工事車両の支持層として、一般的な工法である。	× ・泥土の吸い込み・運搬の施工量が、20m ³ /日程度であるため、期間を要する。	× ・工事車両の進入口手前から地盤改良を行うため、施工箇所が固まるまで前に進めない。施工量が、5m/3日程度であるため期間を要する。
	工期	約4か月	1年以上	約10カ月
	環境	○ ・改質材のため河床がコンクリートのようにならない	○ ・改質材のため河床がコンクリートのようにならない	× ・河床がコンクリートのようになる。

太字は、R4年1月建設委員会報告資料からの変更点

締切方法の検討



過去、桜木橋・雪見橋では鋼矢板を用いた全川止水を行っている。

	内容	水の流れ	締切材	軟弱地盤対策	金額
①	現在施工中	止める	土のう	改質材	約11.2億
②	浚渫	止める	土のう	浚渫	約12.2億
③	シートパイル	止める	シートパイル	改質材	約10.8億
④	都方式	止めない	シートパイル	改質材	約14.5億

※②～④の算出については、概略設計時の概算費用算出結果などを参考にした。

NO.	名称	備考
1	神明美化グループ	平成13年考える会構成メンバー※1
2	陳情者代表	
3	キリンの会	
4	明球会	
5	まちづくり推進委員	
6	NPO法人エコロジー夢企画	
7	足立パドラーズ	
8	障がい者団体	

※1 運営及び活動の状況は今後、確認を行います。

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	首都直下地震の新たな被害想定を受けた耐震改修等助成の拡充について
所管部課名	建築室建築防災課
内容	<p>家具転倒防止器具取付工事等及び耐震改修工事に関して、制度を拡充することとしたく、その方向性を報告する。</p> <p>1 拡充理由 東京都が公表した被害想定では、当区において震度6強以上の地域が増加し、全壊棟数や死傷者が増大した。この状況を鑑み、地震対策の推進が求められている。</p> <p>2 耐震改修工事助成の対象の拡充 建築基準法第42条第2項に規定する道路に突出した建築物への助成の対象を拡充する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象世帯 65歳以上のみの世帯 ・ 対象地域 区内全域 </p> <p>3 家具転倒防止器具取付工事助成等の対象者の拡充 既存制度助成対象者の年齢制限や所得制限等の条件を期限付きで廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象世帯 全世帯 ・ 制度期限 令和6年度末まで </p> <p>4 予算措置 今後増加が見込まれる分は、9月補正予算で対応予定。</p> <p>5 今後の予定 <ul style="list-style-type: none"> (1) あだち広報掲載（防災の日特集） 9月10日号予定 (2) 要綱の改正施行 10月1日施行予定 </p>
今後の方針 問題点	耐震改修工事等の助成金額については、令和5年度から期間を定め拡充する方向で検討を進めていく。

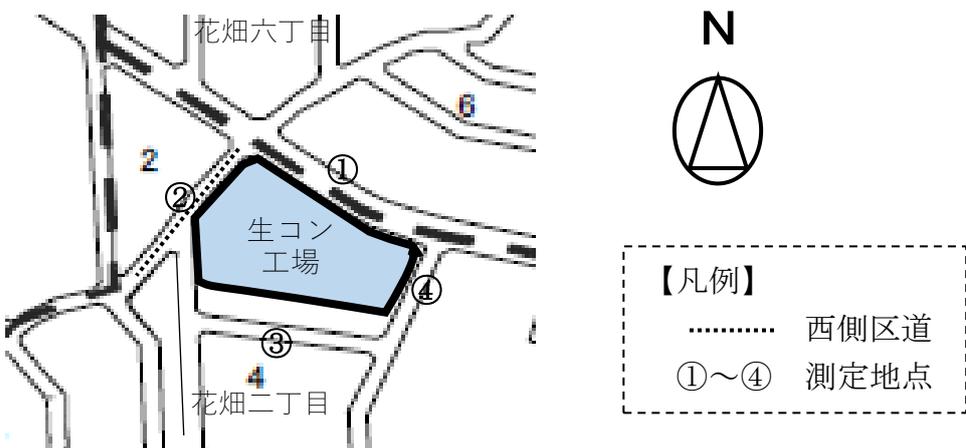
建設委員会報告資料

令和4年8月22日

件名	開発許可の審査基準の策定に向けた取り組みについて										
所管部課名	建築室開発指導課										
内容	<p>開発許可の審査基準（以下「審査基準」という。）の策定に向けた取り組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 審査基準策定の理由 現在、開発行為の許可に際しては、都の審査基準を用いて業務を進めている。今回、都の審査基準を踏まえた上で、狭い道路に面した小規模な宅地開発をはじめ、農地や低未利用地の宅地化が進む当区の地域特性を反映した審査基準を策定する（別添資料2参照）。</p> <p>2 開発許可の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">500㎡以上の土地において、宅地分譲を目的とした道路の新設などの開発行為を行う場合、事前に開発許可申請が必要</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">開発行為の内容について審査基準に適合しているか審査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">都市計画法第29条にもとづき許可</div> <p>3 パブリックコメントの実施</p> <p>(1) 募集期間 令和4年9月1日（木）～9月30日（金）</p> <p>(2) 周知方法及び閲覧場所 ア あだち広報8月25日号で告知、及びホームページ等による周知 イ 開発指導課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報室、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年9月</td> <td>パブリックコメントの実施（30日間）</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>上記意見に対する区の考え方を建設委員会に報告</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>審査基準の策定・公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年4月</td> <td>審査基準の運用開始</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年9月	パブリックコメントの実施（30日間）	11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会に報告	12月	審査基準の策定・公表	令和5年4月	審査基準の運用開始
年 月	内 容										
令和4年9月	パブリックコメントの実施（30日間）										
11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会に報告										
12月	審査基準の策定・公表										
令和5年4月	審査基準の運用開始										
問題点 今後の方針	令和5年度からの運用開始に向け、パブリックコメントの意見を反映した審査基準の策定をめざす。										

建設委員会報告資料

令和4年8月22日

<p>件名</p>	<p>花畑二丁目生コン工場への対応状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>建築室開発指導課 環境部生活環境保全課</p>
<p>内容</p>	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現地調査について</p> <p>7月21日（木）午前7時30分から午前9時まで現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場 延べ6台 このうち砂利の搬入車両の出入り なし ・ 通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行 延べ17台 ・ 交通誘導員の配置 北側2名 西側2名 <p>[位置図・測定地点図]</p>  <p>2 工場からの「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録」報告について</p> <p>(1) 報告内容</p> <p>平成30年1月に発生したセメントサイロの破裂事故に伴い、平成30年7月から定期的（3か月毎）に、設備の点検結果並びに工場周辺の騒音測定結果を報告させ、安全性の確認をしている。</p>

内 容	実施者	測定頻度
工場設備点検表		
セメントサイロ点検	セメントサイロ 設備業者	2 か月に 1 回
工場自主定期点検	生コン工場	1 か月に 1 回
工場自主日常点検		1 日 1 回
工場周辺騒音測定記録		
工場周辺騒音測定結果	生コン工場	1 か月に 1 回

(2) 騒音測定結果

直近の令和4年4月から6月までの騒音測定（環境基準 50dB）の最大値は以下のとおりである。

測定地点	場 所	最大値 (dB)		
		4 月	5 月	6 月
①	北側道路	57	61	66
②	西側道路	53	64	54
③	南側道路	54	50	44
④	東側道路	51	50	52

- ※ 毎月末の午前9時頃に測定
- ※ 測定地点は上図に示すとおり

3 工場に対する違反指導について

7月14日、工場に対し、面談により是正に向けた状況などをヒアリングし、違反是正指導を行った。

(1) ヒアリング結果

- ・ 移転先として販売エリア内で1,000坪程度の土地が必要であるが、手当できる見通しが立たず、移転計画が策定できない状況である。
- ・ 昨今の社会状況の中で、セメント代が大幅に高騰しているが、製品に価格転嫁できない業界の構造もあり、依然として厳しい経営状況である。
- ・ 6月決算の状況について、本年度も8月末頃を目途に区へ報告したい。

(2) 是正指導内容

- ・ 区議会で陳情が採択され、現在も新たな陳情の審議中である。早期移転を検討されたい。
- ・ 厳しい経営状況が続き、移転の見通しが立たないとのことであるが、区としては、期限を区切り、移転計画提出の指示を検討したい。
- ・ 当面の環境対策、交通安全対策は十分配慮して実施すること。

	<p>4 老朽化した機器の交換工事について</p> <p>7月23日、24日に老朽化したエアコンプレッサーの取替工事が行われた。工事に際しては、事前に近隣住民等に周知された。</p> <p>5 現在までの対応経過について</p> <p>別紙参照 P30～36</p> <p>なお、これまでの区の実施に関し、前回委員会で質疑のあった「区の実施」について、整理した要点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途違反等の是正指導は困難であるとの判断のもと、騒音、振動対策を基本に安全指導を継続している。工場には相応の費用負担が生じているため、当面は操業を継続できることを工場に抱かせた可能性がある。 ・ 区内における他の違反建築物に対する指導との公平性及び区の実施指導下で周辺環境へのさらに著しい悪化がみられないことに鑑み、区は工場の違反行為を告発せず、区の実施として建築基準法第9条に基づく是正措置命令は発出していない。
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。</p>

花畑二丁目 生コン工場に対する現在までの対応経過について

年 月	主な対応事項
令和4年 7月23、24日	工場プラント内の老朽化した機器交換工事（エアーコンプレッサー）
7月21日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
7月14日	工場長が来庁し面談 違反是正に向けた検討を指導するとともに、是正に向けた現状、今後の見通し等についてヒアリング
7月5日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
5月17日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
3月29日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
3月1日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
1月20日	工場側が砂及び砂利のホッパーへの投入時の騒音を測定し、結果報告を受ける。
1月12日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和3年 12月23日	陳情者「花畑を住みよくする会」と面談
12月21日	工場に対し違反建築物に対する指導文を通知
11月24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場長と面談し、環境対策、交通安全対策の徹底を口頭指導 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」（令和2年7月～令和3年6月）を受理 工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理

年 月	主な対応事項
令和3年 11月9日	工場を訪問し、社長、工場長に対し「指導文」を手交 面談にて移転の検討及び環境対策、交通安全対策の徹底を要請 今後の見通し等についてヒアリング
10月28日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
9月28日	区が工場を訪問し、工場長と面談 セメントサイロ譲渡契約などのヒアリング
9月16日	工場周辺の騒音・振動測定（14時～17時25分） 北側道路（騒音：72 dB、振動：50 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 西側道路（騒音：66 dB、振動：47 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 工場の稼働終了後の騒音・振動測定（17時40分～18時） 北側道路（騒音：70 dB、振動：39 dB） 西側道路（騒音：61 dB、振動：38 dB）
9月8日	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和2年6月報告書提出後の経過報告について 工場長から直接、決算報告書の説明を受ける
9月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
9月6日	工場周辺の騒音・振動測定 （9時14分～10時14分、途中降雨により測定取りやめ） 北側道路（騒音：70 dB、振動：50 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：47 dB） 南側道路（騒音：56 dB、振動：44 dB）
6月30日	西側民家から振動に関する苦情あり 振動測定を実施 西側民家前の振動：41 デシベル（9時23分～58分）
6月8日	工場長が来庁し面談 セメントタンクの所有者変更の報告、その他操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング
6月1日	セメントサイロがセメント販売業者から工場に無償譲渡
5月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4月14日	工場社長、工場長と面談 操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング

年 月	主な対応事項
令和3年 2月10日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
2月9日	(受理番号5) 「花畑二丁目住宅地区にある生コン工場の早期移転を求める陳情」受理
令和2年 12月	工場社長、工場長と面談 財務状況の確認、移転計画、今後の対応等についてヒアリング (令和2年12月～令和3年2月 計3回実施)
11月30日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」(令和元年7月～令和2年6月)の報告を受ける
8月4日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月	工場長と面談実施(令和2年8月～11月 計3回実施)
7月	工場に対し「指導文」を通知
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和元年6月報告書提出後の経過報告について
5月18日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
2月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
令和元年 11月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
7月	工場に対し「指導文」を通知 工場長と面談実施(令和元年7月～令和2年5月まで 計5回実施)
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場移転計画 ・ 騒音、振動等の近隣対策 ・ 工事関係車両の交通安全対策
5月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
平成31年 3月25日	砂利投入口の金網にゴム(緩衝材)を取付けた後の騒音測定 砂利投入時の騒音(平均:65dB、最大値68dB)

年 月	主な対応事項
平成 31 年 3 月 14 日	砂利投入口の金網にゴム（緩衝材）を取付ける前の騒音測定 砂利投入時の騒音（平均：70 dB、最大値 73 dB）
2 月 1 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
1 月 17 日	セメントサイロ所有者から維持管理状況について説明を受ける
平成 30 年 12 月 7 日	工場砂利投入時騒音測定 砂利投入時（西側境界：66 dB、北側境界：70 dB） 砂利投入作業なし（西側境界：59 dB、北側境界：55 dB）
11 月 6 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
10 月 12 日	「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」産業環境委員会採択
10 月 4 日	平成 29 年度と同様の交通量簡易調査を実施 特に状況に変化なし
8 月 31 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8 月	あいぐみ緑地公園から南側緑道出入口への導線を最短化し、通学児童や公園、緑道利用者の安全性及び利便性を向上させることを目的に、あいぐみ緑地公園の出入口位置を変更する改修工事を実施
7 月 2 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4 月 27 日	工場から「事故再発防止措置完了届」を受理
4 月 24 日	工場から「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の手続き違反等の経緯 ・ サイロ破裂事故の原因と責任の所在に関する見解 ・ 事故再発防止計画 など
3 月 23 日	工場側と面談 工場拡張の経緯、サイロ事故、移転等についてヒアリング
3 月 19 日	事故サイロの撤去完了（セメントサイロ 3 基から 2 基に）
2 月 16 日	工場から「事故再発防止措置計画書」を受理 サイロ所有者から「事故再発防止に係る報告書について」を受理
1 月 31 日	サイロ所有者から「事故についての報告書」を受理

年 月	主な対応事項
平成 30 年 1 月 26 日	工場から「事故届」を受理
1 月 18、19、 22、23 日	サイロ事故関係者からヒアリング 事故の内容、原因、今後の対応について
1 月 17 日	セメントサイロの破裂事故発生
平成 29 年 11 月 9 日	陳情者と現場立会いを実施 工場の騒音、交通量等を確認
9 月 29 日	交通量簡易調査の実施 工場関係車両か否かを問わず、工場周辺の 3 地点における①生コン車②セメント車③ダンプ車（砂、砂利）の通過台数に関する 9 時間カウント調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 地点合計 約 500 台の該当車両が通行 ・ そのうち工場北側区道では、164 台の該当車両が通行
9 月 27 日	「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」建設委員会採択
9 月 12 日	工場周辺の騒音、振動測定（10 時ごろ） 【基準値 騒音：50 dB、振動：65 dB】 北側道路（騒音：70 dB、振動：55 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB） 南側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB）、悪臭なし
9 月 11 日	工場社長と面談 車両ルート of 把握及び工場の規模や変遷等について確認
9 月 7 日	（受理番号 18） 「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」受理 （受理番号 22） 「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」受理
9 月 1 日	工場の夜間調査（19 時ごろ）、工場稼働なし
8 月 7 日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査（9 時～10 時ごろ） 騒音（62 dB）、振動（43 dB） 工場の騒音・振動測定（いずれも基準値以下） 悪臭なし（10 時 40 分ごろ）
6 月 2 日	工場の夜間調査（20 時ごろ）、工場稼働なし

年 月	主な対応事項
平成 29 年 4 月 25～26 日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査 騒音（昼：61 dB、夜：52 dB）、振動（昼：41 dB、夜：27 dB）
3 月	花畑第一小学校付近の通学路における大型車駐車に対する安全対策の要望を受け、路上駐車車両の現地調査を実施 しかしながら当該工場の関連車両とは特定できず 工場責任者から以下 2 点の励行を確認 ・ 運転手に対する法定速度遵守等の安全教育 ・ 社員による交通誘導
平成 28 年 4 月	東京都が工場北側区道の騒音・振動を低減するため、道路舗装工事を実施
平成 27 年 4 月	工場周辺の生コン車等の走行状況を実査 安全運転の励行を確認
平成 21～26 年	工場責任者と複数回面談し、次の事項を確認した。 ① 用途違反の認識はある。 ② すぐには対応できないが、将来的には工場移転を計画している。 ③ 工場移転先として、草加市、八潮市の準工業地域 2～3 か所を検討しているが難航している。
平成 21 年 2 月	「工場は、違反状態で建設され、法に基づいた措置を講じるべき」との議会質問があった。 区は、「騒音・振動対策を当面の方針とし、指導を行ってきた。今後は、現状を踏まえつつ、取れる対策について関係各部と協議し、調査・指導を行っていく」と答弁した。
平成 20 年 12 月	近隣住民から①大型車両の通行規制②騒音・振動対策の実施③違反工場の移転を含む改善策の要望が 2 件出された。
平成 15 年 1 月～3 月	区は庁内対策会議を 3 回開催し、用途違反等については今までの経緯から対応困難であることから、当面は、工場に対して、騒音・振動対策を基本に指導していくこととした。
1 月	通報により区が現地確認し、建築基準法違反を確知
平成 14 年 12 月	区画整理事業に伴い、工場が生コン工場を再整備
平成 8 年 10 月	用途地域が「第一種住居地域（過半）、第一種中高層住居専用地域」に指定される。

年 月	主な対応事項
平成 7 年 11 月	東京都換地設計の発表（原位置換地）
平成 3 年 5 月	東京都土地区画整理事業の計画決定
昭和 60 年	J I S 規格工場の認可取得
昭和 48 年	用途地域が「第一種住居専用地域」に改正
昭和 44 年	緑地地域が廃止となり、「住居地域」に指定された
昭和 43 年 9 月	工場が株式会社を設立
昭和 30 年代	工場が生コン製造・販売を開始